

平成28年度 第15回庁議要旨

日時：平成28年11月7日（月）
午前9時～午前10時30分
会場：庁議室

[審議事項]

1 軽自動車税における環境性能割及び特例適用利子等に係る新たな分離課税区分について

（財務部）

自動車による環境負荷の低減を図るため、環境性能に優れた自動車の普及等を促進する税制上の仕組が必要であるとする観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、自動車取得税の廃止に伴い自動車税及び軽自動車税の環境性能割が創設された。

また、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台民間租税取決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税が出来なくなることから、申告する義務を課すための新たな申告分離課税の区分が設け、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律が公布・施行されることに伴い、石巻市市税条例及び市税条例施行規則の一部を改正するもの。

・自動車税関係

自動車取得税の廃止に伴い、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を創設。

- ・税率は燃費基準値達成度等に応じて決定し、4段階を基本とする。
- ・新車、中古車を問わず対象とする。
- ・税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。
- ・軽自動車税環境性能割の課税主体は市であるが、当分の間、県が賦課徴収等を行う。
(県は納付月の翌々月の末日までに市に払込む。市は徴収金の5%を徴収取扱費として県に払込む。)
- ・自動車税環境性能割について、徴収費5%を除いた額の65%を自動車税環境性能割交付金として市町村へ交付。(県：35%・市町村：65%)

※軽自動車税環境性能割税率

	区 分 課税標準は取得価格 免税点は 50 万円	税 率			区 分 課税標準は取得価格 免税点は 50 万円	税 率	
		自家用	営業用			自家用	営業用
乗 用 車	電気自動車等 H32 燃費基準+10%達成	非課税	非課税	貨 物	電気自動車等 H27 燃費基準+20%達成	非課税	非課税
	H32 燃費基準	1.0%	0.5%		H27 燃費基準+15%	1.0%	0.5%
	H27 燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%		H27 燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%		上記以外の車	2.0%	2.0%

・特例適用等利子・配当関係

- ア 特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対しては、他の所得と区分（分離課税）し個人市民税の所得割を課するもの。（税率：5% うち市3%・県2%）
- イ 国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」を含める。

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に議案を提案。

（特例適用利子・配当関係施行予定日：平成29年1月1日、軽自動車税関係施行予定日は公布の日）

2 石巻市北上観光物産交流センターに係る指定管理者の指定について（北上総合支所・産業部）

現在、石巻市北上地区に環境省が進められている「川のビジターセンター」と併設し、本市が設置する北上観光物産交流センターは、平成29年4月の供用開始に向け整備を進めている。

北上観光物産交流センターの管理運営を施設利用者の要望に、より効果的、効率的に対応するため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

- 名称 : 石巻市北上観光物産交流センター
- 所在地 : 石巻市北上町十三浜字東田1番地
- 施設機能 : 木造平屋建て 延べ床面積 : 92.8㎡
物産展示販売スペース・交流スペース
- 業務内容 : 北上の観光案内・情報の発信
北上の生産物及び加工品の展示販売
北上の風景写真の展示等

② 指定する法人または団体

- 選定候補者 一般社団法人 石巻観光協会
石巻市鑄銭場8番地11
- 選定方法 非公募
- 選定理由 一般社団法人石巻観光協会は、平成13年7月12日に設立され、石巻市及び周辺地域における観光資源の開発、紹介及び宣伝、観光施設の整備改善や

観光関係者の資質の向上等に努めることにより、観光事業の健全なる発展を促進し、地域住民の生活文化及び産業経済の発展に寄与することを目的とした団体であり、石巻市観光物産情報センターの指定管理を複数年にわたり行っている。

施設の設置目的に適した団体に管理運営を行わせることで、住民サービスの一層の向上や行政経費の削減が図られることから、公募によらず当協会を選定するもの。

③ 指定の期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

④ その他

ア 開館時間 午前9時から午後5時までとする。

イ 休館日 火曜日とする。ただし、国民の休日に関する法律（昭和53年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、また、12月29日から翌年の1月3日とする。

(2) 今後の予定

平成28年11月 建設工事着工

12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案

平成29年 3月 建設工事完了、指定管理者に係る基本協定の締結

4月 指定管理者に係る年度協定の締結、供用開始

3 石巻市北上水辺センターの廃止について（北上総合支所）

北上水辺センターは、北上川の水辺を活用した市民の交流活動、体験学習活動等を行う場の提供とにぎわいのある水辺の創出するため、平成18年4月に国と本市において整備された。

これまで市民及び市外から訪れる方々に地元のヨシを活用した体験学習活動等を通して地域間交流に寄与してきた。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災により施設は被災し、翌年3月に解体撤去を実施しており、国土交通省においても周辺施設の復旧計画はないことから、条例を廃止するもの。

なお、北上水辺センターが持っていた機能である展示機能等については、平成29年4月の供用開始に向け環境省で進められている「川のビジターセンター」と本市がビジターセンターに併設する石巻市北上観光物産交流センター双方に機能を移行する予定。

(1) 主な内容

【施設概要】

名称 : 石巻市北上水辺センター

所在地 : 石巻市北上町橋浦字南釜谷崎地内

施設機能 : 休憩所（トイレ含み）、四阿1棟、多目的広場、駐車場等

建築面積 : 233.2㎡（敷地面積：7,298㎡）

利用目的 : ヨシ原観察会、写真撮影、休憩場、

北上の観光情報の発信、北上の風景写真の展示など

※水辺センター跡地利用については、当地区に訪れる観光客等の休憩施設及び「日本の音風景百選」に選ばれたヨシ原とのふれあいの場として、国土交通省に対し整備及び管理についての要望を働きかけている。

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に条例の廃止議案を提案（施行予定日は公布の日）

4 介護保険料に係る所得指標の見直しについて（健康部）

介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階（1～9段階）の判定に、合計所得金額を用いている。

この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額となる場合がある。

本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、介護保険法施行令の一部が改正され、平成30年4月から施行されるが、市町村が条例で定めることにより、特例的に平成29年度から特別控除後の所得指標を用いることができることとされた。

本市においては防災集団移転が進んでいることから、平成29年度から前倒しして実施し、譲渡所得がある被保険者の早期負担軽減を図る。

(1) 主な内容

平成29年度における第1号被保険者の介護保険料段階の判定について、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除後の所得金額を用いる。

【控除対象】

- 1 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- 2 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- 3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- 4 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- 5 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- 6 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- 7 上記の1～6のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に「石巻市介護保険条例の一部を改正する条例」及び介護保険システム改修に係る補正予算を提案
（施行予定年月日：平成29年4月1日）

5 石巻市夜間急患センター前の庇の無償譲渡について（健康部）

東日本大震災で甚大な被害を受けた夜間急患センターは、石巻赤十字病院敷地内に平成28年12月に開設予定である。

建設工事にあたり、事前に石巻赤十字病院側の改修工事（網入りガラスへの交換、ライフライン関係設備の移設等）が必要となったことから、夜間急患センター建設工事の支障となる本館北側の旧救命救急センター庇（92.97㎡）の撤去を含め石巻赤十字病院へ委託し実施した。

石巻赤十字病院本館庇から石巻市夜間急患センター前を經由して新救命救急センターへ続く庇（87.58㎡）については、本市で建設を行った。庇は、石巻赤十字病院本館庇を延長したものであり、一体的管理が必要であることから、石巻赤十字病院へ無償譲渡するもの。

(1) 主な内容

【無償譲渡する庇の概要】

- ① 譲渡財産 大庇及び小庇
- ② 所在地 石巻市蛇田字西道下71番地
- ③ 面積

I 大庇	76.33㎡
II 小庇	11.25㎡
<hr/>	
計	87.58㎡
- ④ 種類及び構造 鉄骨造
- ⑤ 評価額 22,077,807円相当額
- ⑥ 譲渡の相手方 宮城県石巻市蛇田字西道下71番地
石巻赤十字病院
院長 金田 巖

※無償譲渡により所有権は石巻赤十字病院となるが、経年劣化等、将来的に修繕が必要になった場合には、お互いの施設の共用部分でもあるため、費用負担については、患者数、庇の面積等を勘案し、協議の上で決定することとしている。

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に議案を提案

平成29年 1月 議案議決後、石巻赤十字病院に譲渡

6 放課後児童クラブの新設と位置の変更等について（福祉部）

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、放課後児童クラブの対象年齢が小学校4年生から小学校6年生までに拡大されたことに伴い、待機児童が発生した放課後児童クラブは、学校の余裕教室の活用や専用教室を建設し、待機児童の解消を図ってきている。

留守家庭の児童が発達段階に応じた遊びや生活が可能となり、安心して過ごせる空間となるよう施設を整備し、環境を整えることにより当該児童の健全な育成を図る

(1) 主な内容

【新規設置する放課後児童クラブ】（専用教室設置）

鹿妻地区第三放課後児童クラブ：鹿妻小学校敷地内（石巻市鹿妻北2丁目2番1号）に設置

【学校敷地内において位置変更する放課後児童クラブ】（余裕教室から専用教室へ移設）

貞山地区放課後児童クラブ：貞山小学校敷地内（石巻市貞山5丁目3番1号）

前谷地地区放課後児童クラブ：前谷地小学校敷地内（石巻市前谷地字沖塚125番地）

【学校敷地外から位置変更する放課後児童クラブ】（須江農村定住センターから専用教室移設）

須江地区第一及び第二放課後児童クラブ：須江小学校敷地内（石巻市須江字沢田前3番地）

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に関係条例の一部改正を提案

※鹿妻地区第三放課後児童クラブの新設と須江地区第一及び第二放課後児童クラブの位置変更分

施行予定日：鹿妻地区第三、貞山地区、前谷地地区は平成29年3月1日

須江地区第一・第二は平成29年4月1日

平成29年 2月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正

7 石巻市地区計画区域（河北団地）における建築物の制限等について（建設部）

防災集団移転促進事業のひとつである河北団地地区において、現在、造成工事が進められており、平成29年3月から宅地供給の開始を予定していることから、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境が必要とされるため、都市計画法による地区計画を定め、建築物に関する制限を定める。

また、平成28年5月にあけぼの北地区、新蛇田地区及び新蛇田南地区並びに新渡波地区及び新渡波西地区、須江地区が用途地域編入されたことにより、建築物の制限が建築基準法・都市計画法により規制されるため、当該地区の関係条例の文言整理を行う。

(1) 主な内容

石巻市地区計画区域に新たに河北団地を低層住宅地区として追加し、建築物の制限等を規定する。また、あけぼの北地区、新蛇田地区及び新蛇田南地区、並びに新渡波地区及び新渡波西地区、須江地区について、これまで地区計画により建築物の制限をしていたが、用途地域編入されたことにより建築基準法及び都市計画法の制限と重複するため上位法を優先し、条例の文言整理を行う。

【地区計画で規定する建築物の制限】

用途の制限、敷地の容積率、敷地の建ぺい率、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限・高さの最高限度。

(2) 今後の予定

平成28年11月中旬 都市計画決定の告示

12月 市議会第4回定例会へ条例の一部改正案を提案
(施行予定日は公布の日)

平成29年 3月頃 段階的に河北団地供給開始

[報告事項]

1 石巻市防災サインのデザインについて（総務部）

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害から人命を守るため、災害に関する情報表示板や標識（「防災サイン」）を設置する必要があると、本年3月には、内閣府及び総務省消防庁から防災サインの標準化を進めるため、日本工業規格（JIS）が制定した災害種別図記号を使った避難誘導標識システムに準じた設置に努めるよう通知されている。

市民及び来訪者など誰しものが、災害時、迅速かつ的確に安全な場所へ避難できるよう誘導して人的被害を防ぐこと、さらには最大被災地の記憶を伝承して震災教訓の風化を防ぐことを目的として、JIS規格に準じた「石巻市防災サイン」のデザインを決定したため、周知を図るもの。

(1) 主な内容

【市の設置する防災サイン】

- ①注意警告サイン 今次津波浸水深2m以上の場所に設置する。
- ②避難啓発サイン 今次津波浸水深2m未満の場所に設置する。
- ③避難目標地点サイン 石巻市津波避難計画で定めた津波避難目標地点に設置する。
- ④避難誘導サイン 避難場所付近の交差点やT字路に設置する。
- ⑤避難先サイン（建物） 津波避難ビル機能のある学校などの建物壁面に設置する。
- ⑥避難先サイン（入口） 避難場所の入口（学校校門など）に設置する。
- ⑦災害学習サイン 石巻駅前などの人が多く集まる場所に設置する。

【県又は市の設置する防災サイン】

- ⑧東日本大震災津波実績浸水深サイン
今次津波の記録を伝承するために設置する。

【電柱事業者の設置する防災サイン】

- ⑨電柱広告を利用した警戒標識
避難誘導サイン、東日本大震災津波実績浸水深サイン及び津波浸水
区間サインを電柱に設置する。

【道路管理者が設置する防災サイン】

- ⑩緊急情報サイン 車両向けに災害発生情報を知らせる電光表示を設置する。

今回決定したデザインは、JIS Z9097 津波避難誘導標識システム及びJIS Z9098 災害避難誘導標識システムに準じている。

※具体的な設置者については実施計画を策定する際に検討する予定である

(2) 今後の予定

- 平成29年10月 防災サイン実施計画の策定
- 平成29年度 復興庁へ復興交付金の申請

2 東北電柱広告協議会との警戒標識の設置に関する協定締結について（総務部）

防災サインの設置に当たっては、道路法などに抵触しないこと、かつ視認しやすいことを基本とし、効果的な手段の一つとして電柱等に掲出して普及を図る必要がある。

津波から迅速かつ確実に避難できるよう、電柱広告を利用した警戒標識の設置を普及するため、東北電柱広告協議会と協定を締結する。





(1) 主な内容

電柱広告を利用した警戒標識を設置するため、本市と東北電柱広告協議会の役割・責任を明確に定めた。

【協定の主な内容】

- ①市は警戒標識に必要な情報を電柱協議会に提供する。
- ②市は避難所等の変更等により、警戒標識の掲出内容に修正を要する場合は、必要な指示を東北電柱協議会に行う。
- ③東北電柱協議会は警戒標識の設置を行うため、広告主を募る努力をする
- ④東北電柱協議会は設置の際に必要な一切の手続きを行う
- ⑤東北電柱協議会は設置された警戒標識の維持管理及び住民からの申し出等に対応を行う。
- ⑥東北電柱協議会は設置された警戒標識の掲出内容及び設置位置を変更する場合は、書面により市に報告を行う。
- ⑦警戒標識の設置にあたり、撤去を含む必要な経費等は、電柱広告協議会及び広告主が負担し、市はその一切を負担しないものとする。

【標識の種類】

(1) 歩行者向け（電柱に巻きつけるタイプ）	(2) 車両向け（電柱の袖につけるタイプ）
① 避難場所へ誘導する「避難誘導サイン」	①津波浸水区間の始まりを知らせるサイン
② 今次津波の浸水深を表示する「東日本大震災津波実績浸水深サイン」	②津波浸水区間の終わりを知らせるサイン
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>① の 例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>② の 例</p>  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>② の 例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>① の 例</p>  </div> </div>

※警戒標識部分は、JIS Z9097 津波避難誘導標識システム及び JIS Z9098 災害避難誘導標識システムに準じたデザイン及び暗闇対策（反射材）を採用した。

※東北電柱広告協議会は、電柱広告事業を営む東北送配電サービス(株)及びテルウェル東日本(株)の2社で構成している組織である。

(2) 今後の予定

平成28年11月28日 協定調印式（協定は調印式当日から有効）

[その他]

1 平成28年度石巻市総合防災訓練参加者報告について（総務部）

参加人数及び参加率の速報値について総務部より報告、確定値についてはアンケートを取りまとめた後に確定される。

以上